

第2次みのかも男女共同参画基本計画

(素案)

自分らしく、人生を輝いて生きるために

平成22年 月

美濃加茂市

目次

第1章 計画策定の趣旨	1
第2章 計画策定の経緯	1
1. 世界の動き	1
2. 国の動き	2
3. 岐阜県の動き	3
4. 美濃加茂市の動き	4
5. 「みのかも男女共同参画基本計画」の成果と課題	5
第3章 計画の基本的な考え方	7
1. 計画の位置づけ	7
2. 計画の期間	7
3. 推進主体の役割分担	7
4. 前計画からの主な変更点（新たに追加・充実した項目）	8
5. 基本理念	8
6. 基本目標	9
7. 計画の体系	10
第4章 計画の内容	11
基本目標1 ^{ひと} 男と女が認め合う	11
基本方針（1） すべての人の権利を尊重する意識の浸透	11
基本方針（2） 男女共同参画のための意識改革	13
基本目標2 ^{ひと} 男と女がわかりあう	15
基本方針（1） 男女平等教育・保育の推進	15
基本方針（2） 多文化共生の推進	17

基本目標3	男と女が分かち合う	19
基本方針(1)	政策方針決定の過程への参画促進	19
基本方針(2)	女性のチャレンジ支援	21
基本方針(3)	働きやすい環境の整備	23
基本目標4	男と女が助け合う	25
基本方針(1)	市民と行政の協働による地域づくり	25
基本方針(2)	男女がともに育児・介護ができる環境づくり	27
基本方針(3)	すべての人の心と体の健康づくり	29
第5章	計画の推進	31
第6章	参考資料	
	計画の指標と目標値一覧	33

第1章 計画策定の趣旨

美濃加茂市では、お互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を目指し、平成15年度を初年度とする「みのかも男女共同参画基本計画」を策定し、さまざまな取り組みを進めてきました。

この計画の策定から7年が経過し、平成21年度に最終年度を迎えるまでの間、少子高齢化の急速な進行による人口構造の変化、経済状況の急速な悪化など、私たちを取り巻く環境は大きく変化してきました。意志決定の場への女性の登用の更なる取り組み、新たな分野への取り組みなど時代や社会情勢の変化に対応し、本市としての男女共同参画のまちづくりを推進していくため、「第2次みのかも男女共同参画基本計画」を策定するものです。

第2章 計画策定の経緯

1. 世界の動き

国際連合（国連）における性にに基づく差別の撤廃と女性の地位向上のための取り組みは、昭和50年（1975年）の「国際婦人年」をきっかけとして、世界は男女平等へ歩み始めました。

その後、1993年女性への暴力・貧困の問題が取り上げられ、女性の自立と地位向上に向けた取り組みを引き続き推進していくことが確認されました。

年	内 容
1975（昭和50）年	・国際婦人年 ・国際婦人年世界会議 開催 ・「女性の地位向上のための世界行動計画」採択
1980（昭和55）年	・「国連婦人の10年」始まる
1985（昭和60）年	・「国連婦人の10年」ナイロビ世界会議
1993（平成5）年	・「女性に対する暴力に関する宣言」採択
1995（平成7）年	・第4回世界女性会議「北京宣言および行動綱領」採択
2000（平成12）年	・女性2000年会議（ニューヨーク）
2005（平成17）年	・第49回国連婦人の地位委員会
2006（平成18）年	・第1回東アジア男女共同参画担当大臣会合（東京）

2. 国の動き

昭和50年(1975年)の「国際婦人年」をきっかけとした世界的な動きの中、同年「婦人問題企画推進本部」が設置され、昭和52年(1977年)に「国内行動計画」を策定し、わが国でも男女平等への取り組みが始まりました。

平成11年(1999年)には、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを行ううえでの法的根拠となる「男女共同参画社会基本法」が制定されました。また、平成12年(2000年)には「男女共同参画基本計画」が策定され、さまざまな取り組みが実施されました。

平成17年(2005年)それまでの取り組みを評価・総括して、10の重点事項がかかげられ「男女共同参画基本計画(第2次)」が策定されました。

年	内 容
昭和50(1975)年	・「婦人問題企画推進本部」を総理府に設置
昭和52(1977)年	・「国内行動計画」策定
昭和60(1985)年	・「女子差別撤廃条約」批准 ・「男女雇用機会均等法」公布
昭和62(1987)年	・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定
平成6(1994)年	・「男女共同参画推進本部」設置
平成8(1996)年	・「男女共同参画2000年プラン」策定
平成11(1999)年	・「男女共同参画社会基本法」成立
平成12(2000)年	・「男女共同参画基本計画」閣議決定
平成13(2001)年	・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」成立
平成16(2004)年	・「DV防止法」改正及び、法に基づく基本方針の策定
平成17(2005)年	・「育児・介護休業法」が改正 ・「男女共同参画基本計画(第2次)」閣議決定
平成16(2006)年	・「男女雇用機会均等法」改正
平成19(2007)年	・「DV防止法」改正 ・「仕事と生活の調和ワーク・ライフ・バランス憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定
平成20(2008)年	・「DV防止法」に基づく基本方針の策定

3. 岐阜県の動き

昭和 61 年(1986 年)に、「岐阜県婦人行動計画」策定し、女性を取り巻くさまざまな課題解決のために、望ましい施策等の方向性を示し、平成 6 年(1994 年)には前計画の成果を評価検討して「女と男のはあもにいプランー岐阜女性行動計画-」が策定されました。

平成 21 年(2009 年)には、「岐阜県男女共同参画計画(第2次)」が策定され、取り組みが着実に進められています。

年	内 容
昭和 52 (1977) 年	・ 民生部児童家庭課に「婦人問題担当」を設置
昭和 61 (1986) 年	・ 「岐阜県婦人行動計画」策定。
平成 6 (1994) 年	・ 「女と男のはあもにいプランー岐阜女性行動計画-」策定
平成 11 (1999) 年	・ 「ぎふ男女共同参画プラン」策定
平成 14 (2002) 年	・ 「ぎふ男女共同参画プラン」一部改訂
平成 15 (2003) 年	・ 「岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会づくり条例」施行
平成 16 (2004) 年	・ 「岐阜県男女共同参画計画」策定
平成 18 (2006) 年	・ 「岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」の策定
平成 21 (2009) 年	・ 「岐阜県男女共同参画計画(第2次)策定 ・ 「岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画(第2次)」策定

4・美濃加茂市の動き

平成 10 年（1998 年）に岐阜県教育委員会から「男女共同参画による社会づくりモデル事業」の指定を受けスタートしました。

平成 13 年（2001 年）には、市民公募委員を含む「美濃加茂市男女共同参画推進懇話会」を設置し、美濃加茂市における諸問題について検討を重ね、平成 15 年（2003 年）に「みのかも男女共同参画基本計画」を策定し、市民とともに男女共同参画社会を実現するためのさまざまな事業に取り組んでいます。

年	内 容
平成 10（1998）年	・岐阜県教育委員会から「男女共同参画による社会づくりモデル事業」指定
平成 12（2000）年	・総合政策課に男女共同参画係を設置
平成 13（2001）年	・「美濃加茂市男女共同参画推進懇話会」設置
平成 14（2002）年	・市民まちづくり推進室に男女共同参画係を移管
平成 15（2003）年	・「みのかも男女共同参画基本計画」策定
平成 21（2009）年	・多文化共生課人権推進係に移管

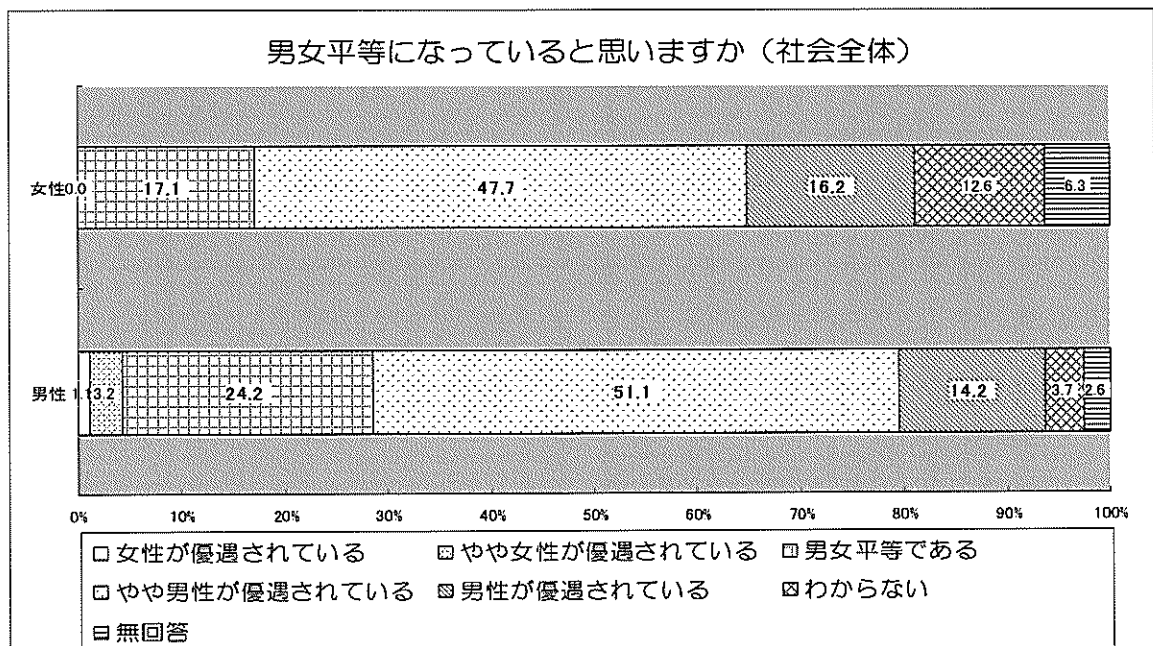
5. 「みのかも男女共同参画基本計画」の成果と課題

「みのかも男女共同参画基本計画」では、

1. 「ひと」 人権尊重意識を高める
2. 「まち」 男女が共に参画する
3. 「くらし」 健康で自立した生活と福祉の充実
4. 計画の推進

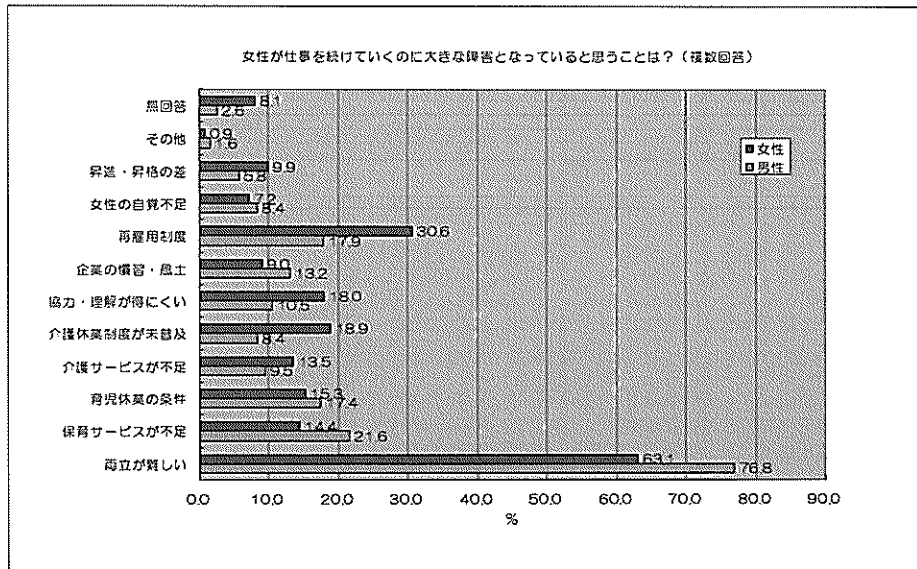
を基本目標に、27件の施策の方向性、115件の具体的施策を展開してきました。

社会全体において、男女平等になっていると思うか調査したところ、平成12年（2000）年に行った調査では、「男女平等である」と答えた人が、女性で3.5%、男性で6.5%であったのに対し、平成21年度の調査では、女性、男性それぞれ、17.1%、24.2%に増加していました。しかし、「やや男性が優遇されている」、または「男性が優遇されている」と答えた人の割合は、男性、女性ともに、合計で50%を超えており、男女平等社会の実現には、まだまだ課題が残っているものといえます。



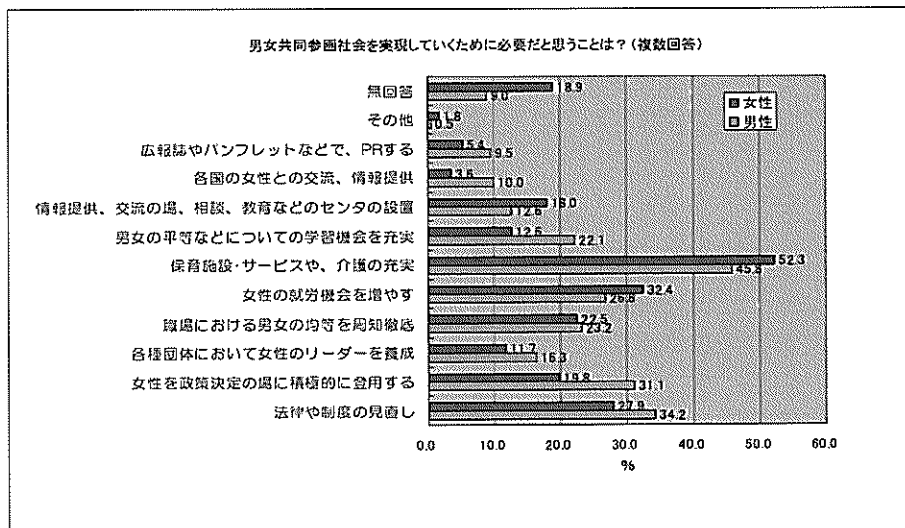
※男女共同参画に関する市民意識調査（H21）

また、女性が仕事を続けていくのに大きな障害になっていると思うことについて、複数回答で調査したところ、「両立が難しい」との答えが最も多く、ついで「再雇用制度」が確立していないことを指摘する声が多くありました。この結果から、女性は結婚や、出産、介護などを理由に退職したのち、再び働きたいと考えても、なかなか再雇用に至らない。また、働き続けたいと考えていても、育児や、介護と仕事を両立することを困難に感じている現状が見えてきます。



※男女共同参画に関する市民意識調査（H21）

更に、男女共同参画社会の実現に必要なと思うことについて、複数回答で調査したところ、「保育施設・サービスや、介護の充実」を求める声が多く、次いで「女性の就労機会を増やす」や、「法律や制度の見直し」を求める声が多くあがっています。この結果は、平成12年度に行った調査とほとんど変化が見られず、今後も取り組みを強化すべき分野であるといえます。



※男女共同参画に関する市民意識調査（H21）

一方、市役所における各種審議会などにおける女性委員の登用率は、平成14年度の12.4%から、平成21年度は24.9%と順調に伸びてきています。しかし、目標の4割に達していないので、引き続き積極的な取り組みが必要です。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の位置づけ

この計画は、国の「男女共同参画社会基本法」（平成11年法律第78号）第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画基本計画」にあたります。また、国や県の「男女共同参画基本計画（第2次）」や、平成21年度に策定された「美濃加茂市第5次総合計画」の基本構想との整合性を図り、既存の各種計画（プラン）との連携にも配慮し、「みのかも男女共同参画基本計画」の内容を見直しました。

2. 計画の期間

計画期間は平成22年度から平成31年度までの10年間とします。ただし、国内外の動向や社会情勢の変化に応じて、5年後を目途に計画の見直しを行います。

3. 推進主体の役割分担

男女共同参画社会基本法の第9条では「地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」とされています。また、第10条では「国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならない。」と定められています。この条文をふまえ、市、市民、地域、事業者の各推進主体が、対等なパートナーシップのもとで、協働（※1）してこの計画を進めていきます。

（1）市の役割

- ・ 総合的な行政分野において男女共同参画の視点から各施策に取り組みます。
- ・ 政策方針決定の過程へ女性の参画を促進します。
- ・ 学校、保育園では、人権尊重と男女平等の意識を育む教育を充実します。
- ・ 市民、地域、事業者へ働きかけと支援を行います。

（2）市民の役割

- ・ 市民一人ひとりが男女平等・男女共同参画の意識を育み、家庭内での男女の役割分担の見直しをすすめてみましょう。

（3）地域の役割

- ・ 地域での慣習などを見直しを図り、地域におけるさまざまな分野での男女共同参画を推進しましょう。

（4）事業者の役割

- ・ 職場社会における女性の地位の向上を図り、女性が就労しやすい職場環境づくりをすすめてみましょう。
- ・ 男性も家事や子育て、介護を担うことができるような職場環境づくりをすすめてみましょう。

※1 協働 対等なパートナーシップのもとで、市民・団体・事業者と行政が役割と分担を明確にしなが、お互いの提案により協力して実施し、社会に貢献すること。

4. 前計画からの主な変更点（新たに追加・充実した項目）

（1）ワーク・ライフ・バランス（※2）の啓発と推進

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進は、働きすぎの解消、男性の家事・育児、地域活動への参画と密接に関係しており、これを推進することにより、男女共同参画社会づくりにつなげることができるため、新たに「施策の方向」に位置づけました。

（2）防災活動の分野における女性の参画促進

国の男女共同参画基本計画（第2次）を受け、新たに女性の視点を盛り込んだ防災における男女共同参画の推進を施策に盛り込みました。

（3）子育て・介護支援策の充実

男女共同参画社会づくりを推進する上で、子育て支援策の推進は不可欠です。男女共同参画の視点により「次世代育成支援推進計画」や、「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を基本として、子育て・介護支援を推進します。

（4）計画の推進

施策の進捗状況の把握・点検を行い、計画の着実な遂行に努め、市民に計画の進捗状況を公開することにより、計画の一層の推進を図ります。

（5）数値目標の設定

計画が着実に効果を上げるように、目標値を設定します。

5. 基本理念

本計画は、国の「男女共同参画基本法」が掲げる理念を踏まえて、すべての人が互いにその人権を尊重しつつ喜びも責任も分かち合い、それぞれの個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に對等に参画できることを基本理念として、男女共同参画社会を目指します。

「自分らしく、人生を輝いて生きるために」

※2 ワーク・ライフ・バランス… ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)とは、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、さまざまな活動について自らが希望するバランスで展開できる状態をいいます。

6. 基本目標

基本理念のもと、男女共同参画社会の実現を目指して、次の4つを基本目標とします。

基本目標1；男^{ひと}と女^{ひと}が認め合う

男女に限らず、すべての人がお互いを尊重し、認め合い、社会のあらゆる場において人権が守られ、対等に生きていくことができる社会を目指します。

基本目標2；男^{ひと}と女^{ひと}がわかりあう

男女共同参画社会の実現に向けては、一人ひとりが男女共同参画についての意識や自立の意識をもつことが不可欠です。学校・家庭・地域などにおける教育・学習の果たす役割が極めて重要であり、一人ひとりの個性と能力が発揮でき、多様な生き方ができるよう教育・保育の充実を目指します。

基本目標3；男^{ひと}と女^{ひと}が分かち合う

政策方針決定の場、地域活動に男女がともに参画して自己の能力を発揮し、ともに責任を担い、心豊かな生活ができるよう男女がともに働きやすい職場環境づくりを進めます。

基本目標4；男^{ひと}と女^{ひと}が助け合う

男女がともに仕事と家庭の調和を図り、多様なライフスタイルに対応した家事や子育て、介護などについてそれぞれの責任を果たすことができるよう環境づくりを行います。

また、お互いの体について理解し、生涯にわたって、健康で自立した生き方ができる社会を目指します。

7. 計画の体系

自分らしく人生を輝いて生きる事ができる社会の実現	基本目標	基本方針	施策の方向		
	ひと ひと 1. 男と女が認め合う	(1) すべての人の権利を尊重する意識の浸透	①	人権尊重意識の啓発	
			②	男女間のあらゆる暴力の根絶	
		(2) 男女共同参画のための意識改革	①	男女共同参画意識の向上	
			②	性別役割分担意識の解消	
ひと ひと 2. 男と女がわかりあう	(1) 男女平等教育・保育の推進	①	幼児期からの教育の充実		
		②	男女平等意識を育む学習機会の拡充		
	(2) 多文化共生の推進	①	相互理解と交流の推進		
		②	外国人市民への自立支援の充実		
ひと ひと 3. 男と女が分かち合う	(1) 政策方針決定の過程への参画促進	①	各種審議会などへの女性の参画		
		②	女性の人材育成		
	(2) 女性のチャレンジ支援	①	女性の起業・就業・再就職に関する支援		
②		農林業及び商工業などに携わる女性への支援			
	(3) 働きやすい環境の整備	①	働く場における男女共同参画の推進		
		②	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の啓発と推進		
ひと ひと 4. 男と女が助け合う	(1) 市民と行政の協働による地域づくり	①	地域活動への参画促進		
		②	まちづくりの分野における参画促進		
	(2) 男女がともに育児・介護ができる環境づくり	①	多様な生活スタイルに対応した子育て支援の充実		
②		介護支援体制の充実			
(3) すべての人の心と体の健康づくり		①	ライフステージに合わせた健康づくりへの支援		
		②	性を尊重する意識の浸透		

第4章 計画の内容

基本目標 1. ひと ひと 男と女が認め合う

基本方針（1） すべての人の権利を尊重する意識の浸透

性別による差別的扱いを受けることなく、個人としての能力が発揮できるよう、人権尊重の意識づくりと、男女の人権侵害の防止に努めます。

施策の方向① 人権尊重意識の啓発

男女共同参画社会を実現するため、すべての人が男女共同参画を正しく理解し、意識を深められるよう広報・啓発活動を行い、人権尊重意識の浸透を図ります。

施策名（案）	施策の説明
1 広報による啓発	人権尊重の意識や男女共同参画の視点に配慮した広報みのかちを発行し、啓発活動を行います。
2 各種メディアを活用した情報提供	ホームページ、パンフレットなどあらゆる媒体を活用して情報提供や啓発を行います。

【目標指標及び目標値】

指 標	現状値 (H21)	中間値 (H26)	目標値 (H31)
1 社会全体で男女平等だと思ふ市民の割合	21.5%	30%	35%

※男女共同参画に関する意識調査（H21）

施策の方向② 男女間のあらゆる暴力の根絶

暴力は、その対象の性別や加害者、被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありません。特に、セクシャル・ハラスメント（※3）やドメスティック・バイオレンス（※4）をはじめとする暴力の根絶に向けて、広報・啓発活動に努めるとともに、相談体制の充実を図ります。

施策名（案）	施策の説明
3 DV未然防止のための啓発	チラシなどを利用した啓発活動を実施し、DVは人権に対する暴力であるという認識を市民に深く浸透させます。
4 各種関係機関との連携	関係機関との連携を強化し、DVの早期発見と素早い対応に努めます。
5 相談体制の充実	相談しやすい環境と資質の向上に努めるなど、相談体制の充実を図ります。
6 セクシャルハラスメント防止のための意識啓発	パンフレット等を使い、セクシャルハラスメント防止に向けた情報を提供し意識の啓発を行います。

※DV＝ドメスティック・バイオレンス

【目標指標及び目標値】

指 標	現状値 (H20)	中間値 (H26)	目標値 (H31)
5 DVに関する相談受付件数	11件	↗	↗

※5 平成20年度決算統計

※3 セクシャル・ハラスメント … 「性的嫌がらせ」を意味します。相手の心を傷つけたり、不快感や、不利益を与えるような言動をさします。

※4 ドメスティック・バイオレンス … 夫婦や恋人など親密な間柄である(であった)男女(パートナー)間における身体的、精神的、性的な暴力のこと。

基本方針（２） 男女共同参画のための意識改革

男女が、さまざまな場面で能力や個性を発揮できるよう、社会制度や慣習を見直し、男女共同参画の視点から啓発活動を推進します。

施策の方向① 男女共同参画意識の向上

男女にかかわらず一人ひとりが地域を支える一員であるとの自覚を促し、地域社会を男女が対等な立場でともに支えるという意識啓発を進める。

施策名（案）	施策の説明
7 男女共同参画の理解を深める 啓発活動の充実	一人ひとりがいきいきと輝いて生きていける社会の実現に向けた、男女共同参画意識の向上のために、さまざまな機会を捉えて意識啓発の充実に努めます。

【目標指標及び目標値】

指 標	現状値 (H21)	中間値 (H26)	目標値 (H31)
7 社会全体で男性が優遇されていると感じている市民の割合	14.8%	12%	10%

※男女共同参画に関する意識調査(H21)

施策の方向② 性別役割分担意識の解消

男女がともに家事や子育て、介護などに参画できるよう、家庭における固定的性別役割分担意識（※5）の解消に向けて、啓発活動を推進します。

施策名（案）	施策の説明
8 男女共同参画に関する学習機会の拡大	年代、性別を問わず誰でも参加できる講座などを開催し、男女共同参画に関する幅広い知識の浸透を図ります。
9 男性の家事・育児への参画促進	男性を対象とする育児や介護、料理などさまざまな生活技術を習得するための学習機会を設け、男性の家事・育児への参画を促進します。

【目標指標及び目標値】

指 標	現状値 (H20)	中間値 (H26)	目標値 (H31)
9-1 児童館における父親参加型行事への参加親子数	68 組	100 組	↗
9-2 男の料理教室への参加者数	53 人	↗	↗

※9-1 次世代育成支援行動計画目標値

※9-2 高齢者福祉計画・介護保険事業計画目標値

※5 固定的性別役割分担意識 … 男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、性の違いによって役割を固定してしまう考え方や意識のことを言います。（＝性別役割感）

基本目標2. ^{ひと ひと}男と女がわかりあう

基本方針（１） 男女平等教育・保育の推進

固定的な役割分担にとらわれず、誰もが参画しやすい社会をつくるため、すべての年齢層を対象に男女共同参画の意識づくりを行います。

施策の方向① 幼児期からの教育の充実

男女共同参画意識の前提となる「男女平等意識」の形成は、幼児期から少しずつ育まれていくため、子どもの発育段階に応じて、男女平等や相互理解に関する学習内容や指導の充実を図ります。

施策名（案）	施策の説明
10 フロム0歳プラン（※6）の推進	「みのかも教育21FROM-0歳プラン」を基本として、男女平等教育の推進を図ります。
11 教職員、保育士等に対する研修の充実	子どもを指導する立場にある人に対する研修を充実し、子どもたちの個性と能力が尊重される教育・保育の推進を目指します。
12 男女混合名簿の促進	市内全小中学校に対して、混合名簿を導入するよう啓発して行きます。
13 性に関する学習の推進	男女共同参画の視点で、「性に関する指導資料」（※7）に基づいて児童生徒の発達段階に合わせた性教育を推進します。

【目標指標及び目標値】

指 標	現状値 (H21)	中間値 (H26)	目標値 (H31)
11 学校教育の場で男女平等になっていると感じている市民の割合	66.8%	85%	100%

※男女共同参画に関する意識調査(H21)

※6 みのかも教育21FROM-0歳プラン … 「自分にきびしく、人にやさしく、たくましい子ども」の育成を願いに、地域の人材、自然、施設、設備を活用し、市民参画による子どもを育てるまちづくりを推進するプランのこと。


※7 性に関する指導の手引き … 市内の小中学校の代表で組織された「性教育推進委員会」によって作成される学齢にあった性教育の指導方

施策の方向② 男女平等意識を育む学習機会の拡充

男女共同参画に関する講座の開催をはじめ、多様な生涯学習や市民の交流の機会の拡充に努めます。

施策名(案)	施策の説明
14 多様な生涯学習の機会の拡充	地区公民館、児童館、学校、図書館、文化の森など、さまざまな場所を活用して、市民が年齢、性別にかかわらず世代間の交流を通して、学習する機会を拡充します。
15 託児サービス・公共交通機関に関する情報提供	さまざまな講座や、研修などを開催するにあたり、誰もが参加しやすいように託児の実施や、コミュニティバスなど、交通機関に関する配慮、情報提供を行います。
16 男女共同参画に関する図書の実践	男女共同参画に関する図書、視聴覚資料を収集し、資料の充実に努めます。

【目標指標及び目標値】

指 標	現状値 (H20)	中間値 (H26)	目標値 (H31)
14 児童館まつりの参加者数	2,000人	2,500人	

※14 次世代育成支援行動計画目標値

基本方針（２） 多文化共生の推進

日本人と外国人が、ともに市民であるとの観点に立ち、誰もが安心して快適に生活できる多文化共生のまちづくりを推進します。

施策の方向① 相互理解と交流の推進

外国人市民と日本人市民が地域のパートナーとして、お互いを理解し、交流を深めます。

施策名（案）	施策の説明
17 地域住民との交流の促進	外国人市民、日本人市民の相互理解を深めるため、地域住民の活動を支援し、交流を促進します。
18 多文化理解講座等の開催	それぞれの文化や生活習慣のちがいを正しく理解するための学習機会を提供します。

【目標指標及び目標値】

指 標	現状値 (H19)	中間値 (H26)	目標値 (H31)
18 地域に外国人が増えることに不安を感じる人の割合	48.6%	24%	15%

※ 多文化共生推進プランアンケート（H19）

施策の方向② 外国人市民への自立支援の充実

外国人市民が安心して日常生活が送れるよう、多文化共生社会の実現に向けて、自立支援を推進します。

施策名（案）	施策の説明
19 外国語での情報提供の充実	さまざまな情報を確実に伝達するために、ポルトガル語版の広報紙、ホームページ、通訳・翻訳業務の充実に努めます。
20 外国人市民の自治会加入に向けた啓発	外国人市民の地域行事への参加を積極的に進め、自治会への加入が促進されるよう、その周知と啓発を行います。

【目標指標及び目標値】

指 標	現状値 (H21)	中間値 (H26)	目標値 (H31)
20 外国人世帯の自治会加入率	8.9%	15%	20%

※美濃加茂市第5次総合計画 目標値

ひと ひと

基本目標3. 男と女が分かち合う

基本方針（１） 政策方針決定の過程への参画促進

政策・方針決定過程である審議会や委員会等へ女性の登用を図り、女性の考えや意見を反映します。また、女性委員のいない審議会等の解消に努めます。

施策の方向① 各種審議会などへの女性の参画

各種審議会や策定委員会等へ積極的に市民委員を登用し、審議会委員における男女の構成比の適正化に努めます。

施策名（案）	施策の説明
21 女性委員の登用率の向上	各種審議会や策定委員会等へ積極的に公募委員を登用します。また、女性委員の登用率が4割になるよう努めるとともに、女性委員のいない審議会等の解消を目指します。
22 地域での女性の参画を促進	地域での集まりや、会合、PTA役員などに女性の登用を促進するため、積極的に働きかけをします。

【目標指標及び目標値】

指 標	現状値 (H21)	中間値 (H26)	目標値 (H31)
21 各種審議会等における女性委員の登用率	24.9%	33%	40%
21 女性委員がいない審議会等の割合	25.2%	12%	0%

※ 美濃加茂市調べ

施策の方向② 女性人材育成

女性がさまざまな分野で、自らの力を発揮できることを目指して、講座等を開催し、女性の人材育成を図ります。

施策名(案)	施策の説明
23 人材育成のための学習機会の提供	男女共同参画の中心を担うことのできる人材を養成するために、関係機関と連携して各種講座やセミナーを開催します。
24 女性人材リストの作成と活用	女性の社会参画を促進するため、人材情報を収集、整理し個人情報に配慮しながら女性の登用に活用します。

【目標指標及び目標値】

指 標	現状値 (H20)	中間値 (H26)	目標値 (H31)
24 各種審議会等に登用されている女性委員のうち、女性リストに登録されている人の割合	-	5%	10%

基本方針（２） 女性のチャレンジ支援

社会のあらゆる分野で女性が活躍できるよう、女性のさまざまなチャレンジを支援します。

施策の方向① 女性の起業・就業・再就職に関する支援

女性が就労するための相談窓口の紹介や学習機会の提供を行い、出産・子育て等のため離職した女性の再就職支援を行うとともに、起業など新たな分野に挑戦する女性の支援を行います。

施策名（案）	施策の説明
25 女性の就労機会に関する情報提供	女性が就労するための相談窓口の紹介など、情報提供を行います。
26 女性の社会参加の支援	商工会議所などの関係機関と連携して、女性の起業、就労、再就職のための準備セミナーなどを開催します。

【目標指標及び目標値】

指 標	現状値 (H20)	中間値 (H26)	目標値 (H31)
26 女性の就労支援セミナーの参加者人数	19人	↗	↗

※ 美濃加茂市調べ

施策の方向② 農林業及び商工業などに携わる女性への支援

地域で活躍する女性が経営主と対等なパートナーとして、経営に参画することを積極的に支援します。

施策名(案)	施策の説明
27 農林業経営への参画と交流の促進	特産品の加工や、販売などをはじめ、地域の資源や特産物などについて研究する女性の活動を支援するとともに、交流の促進を図ります。
28 家族経営協定(※8)の普及	家族経営が基本となる農業において、家族が経営のパートナーとして位置づけられるよう関係機関と連携して家族経営協定の普及を図ります。

【目標指標及び目標値】

指 標	現状値 (H20)	中間値 (H26)	目標値 (H31)
28 認定農業者数	73人	85人	100人

※第5次総合計画 目標値

※8 家族経営協定 … 家族で農業に従事する人たちが、平等に農業経営に参画できるよう、家族相互で就業条件や経営の役割分担、収益配分などに関する取り決めを行うこと。

基本方針（3） 働きやすい環境の整備

個人の働く意志を尊重し、その能力を十分に発揮して、生涯にわたっていきいきと働くことができるよう、男女がともに働きやすい環境を整備します。

施策の方向① 働く場における男女共同参画の推進

女性の活用、採用等への積極的な取り組みなど、事業所において男女がともに能力を発揮できるよう環境づくりを促進します。

施策名（案）	施策の説明
29 入札資格審査における加点措置の実施	総合評価の導入、条件入札の検討を行い、女性の雇用や子育て支援に意欲的な企業を積極的に指名します。
30 男女雇用機会均等法などの法律、制度の啓発と情報提供	企業や事業者に対して、各種法律の周知を図るとともに、就業の場における男女共同参画の促進について認識を高める啓発を行います。

【目標指標及び目標値】

指 標	現状値 (H21)	中間値 (H26)	目標値 (H31)
30 職場において男女平等であると感じる市民の割合	21.5%	25%	30%

※男女共同参画に関する意識調査（H21）

施策の方向② ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の啓発と推進

男女がともに仕事、育児、介護の両立を図り、より豊かな生活を送るための意識啓発を行います。特に、男女の働き方の見直しと労働環境の向上に向けた意識づくりを促進します。

施策名（案）	施策の説明
31 働き方の見直しを進めるための意識啓発	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の意識を推進するとともに、各種制度についての啓発を行います。
32 労働環境の向上に関する情報提供	広報等で、パートタイム労働者等の労働条件の向上と、男女ともに育児、介護休業を取得しやすい職場環境を作るための情報提供を行います。

【目標指標及び目標値】

指 標	現状値 (H21)	中間値 (H26)	目標値 (H31)
31 仕事と家庭の両立が難しいと感じる人の割合	36.8%	30%	25%

※男女共同参画に関する意識調査（H21）

基本目標4. ひと ひと 男と女が助け合う

基本方針（１） 市民と行政の協働による地域づくり

安全で快適な地域社会を築いていくため、男女がともにそれぞれの視点から地域活動において参画し、価値観を反映できるよう支援します。

施策の方向① 地域活動への参画促進

男女がともに地域とのつながりの中で心豊かな生活が送れるよう、ボランティア活動、地域活動に積極的に参加できる環境づくりをします。

施策名（案）	施策の説明
33 地域における慣習などの見直し	性別、年齢、国籍などに関わらず、市民がさまざまな地域活動に参画できるよう啓発を行います。
34 ボランティア活動への積極的支援	市民活動サポートセンターをはじめ、ボランティアの活動拠点の整備や、確保、登録団体のスキルアップを図るなど、市民のボランティア活動の活性化を促進します。
35 防災活動の分野における女性の参画推進	女性を含めた自主防災体制の強化を図り、男女が協力して防災活動ができる体制づくりに努めます。

【目標指標及び目標値】

指 標	現状値 (H20)	中間値 (H26)	目標値 (H31)
34 市民活動サポートセンター登録団体数	74	111	148


※34 第5次総合計画目標値

施策の方向② まちづくりの分野における参画促進

男女共同参画の視点に立って、市民が主体となって互いに助け合い、みんなにやさしい、安心して暮らせるまちづくりを目指します。

施策名(案)		施策の説明
36	ユニバーサルデザインによるまちづくりの促進	公共施設の設計の段階から、年齢、性別を問わず多様な市民の視点を取り入れるよう協議します。
37	公共施設の点検、整備の実施	男女共同参画の視点で、定期的に公共施設のジェンダーチェック、バリアチェックを実施し、だれもが利用しやすい公共施設になるよう、改善に努めます。

【目標指標及び目標値】

指 標	現状値 (H20)	中間値 (H26)	目標値 (H31)
37 公共施設における多目的トイレの設置数	4 箇所	10 箇所	

※36 次世代育成支援行動計画 目標値

基本方針（２） 男女がともに育児・介護ができる環境づくり

多様なライフスタイルに対応した家事や子育て・介護などについてそれぞれの責任を果たすことができるよう環境づくりを行います。

施策の方向① 多様な生活スタイルに対応した子育て支援の充実

男女がともに仕事と家庭生活の両立ができるよう、ライフスタイルの変化などに対応した子育て支援を充実します。

施策名（案）	施策の説明
38 各種保育サービスの充実	就労環境の違いなどによって多様化しているライフスタイルに配慮し、安心して子育てができるよう、延長保育、一時預かり、病児・病後児保育などの保育サービスの充実を図ります。
39 地域における子育て支援体制の充実	地域子育て支援センターや子育てサロンの充実を図り、保護者の交流を図るとともに、子育て相談の充実を図ります。
40 ひとり親家庭支援の充実	ひとり親（母子・父子家庭）に対する経済的支援や、相談体制を充実し、自立支援を図ります。

【目標指標及び目標値】

指 標	現状値 (H20)	中間値 (H26)	目標値 (H31)
38 一時預かりを実施する保育園の数	2箇所	3箇所	↗
38 病児・病後児保育の利用者 (病児保育はH21年度から開始)	病児 0人 病後児 15人	病児 200人 病後児 20人	↗
39 子育てサロンの設置数	4箇所	6箇所	8箇所
40 母子自立支援相談の件数	26件	40件	↗

※38,40 次世代育成支援行動計画目標値

※39 第5次総合計画

施策の方向② 介護支援体制の充実

介護が女性に集中しないように、介護保険制度の利用を促進し、介護負担の軽減を図ります。

施策名(案)	施策の説明
41 介護サービスの充実と情報提供	介護の負担を社会で支え、軽減する「介護保険制度」の適正な利用促進に向け、利用方法やサービス内容について、情報を提供します。
42 家族介護者への支援	地域包括支援センター(長寿支援センター)の充実を図るとともに、福祉活動の担い手の育成を図り、市民ボランティア活動と公的な福祉サービスが連携して支援します。

【目標指標及び目標値】

指 標	現状値 (H20)	中間値 (H26)	目標値 (H31)
42 福祉ボランティア数(社会福祉協議会登録人数)	1,163人	1,450人	1,750人

※42 第5次総合計画目標値

基本方針（３） すべての人の心と体の健康づくり

男性も女性も、お互いの性を十分理解しあい、誰もが健康で自立した生活を送ることができるよう生涯にわたって、心と体の健康が保持・増進できるよう支援します。

施策の方向① ライフステージに合わせた健康づくりへの支援

男女が生涯にわたって健康に過ごせるよう、生涯を通じた健康づくりを支援するとともに、知識の普及・啓発を行います。

施策名（案）	施策の説明
43 健康診査等の受診促進	だれもが健康でいられるよう健康診査等に、自主的な参加がしやすい環境をつくれます。また、未受診者に対して、日程の変更に応じるなど多様な生活習慣に配慮します。
44 健康相談の充実	生涯を健康に過ごすため、栄養指導・健康相談・健康スポーツ教室などの事業を推進します。
45 健康づくりに関する意識の向上	心と体の健康づくりのための健康情報の提供や、健康講座の実施を通して、市民の健康に対する意識を高めます。

【目標指標及び目標値】

指 標	現状値 (H20)	中間値 (H26)	目標値 (H31)
43 特定健診の受診率	25.5%	↗	↗
44 総合健康相談における相談者数	70人	↗	↗

※43・44 高齢者福祉計画・介護保険事業計画 目標値

施策の方向性② 性を尊重する意識の浸透

妊娠や出産等により、変化する女性のライフスタイルに応じた健康づくりに向けて、正しい知識の普及と、母性保護に努めます。

施策名(案)	施策の説明
46 性に対する正しい知識の浸透	女性の身体について知り、自己決定をしていくため、 <u>リプロダクティブ・ヘルス/ライツ</u> (※9)の概念が定着するよう啓発に努めます。
47 母子保健事業の充実	女性の健康管理を推進するために、女性の健康診断の受診を促進するとともに、母子の健康の確保や妊娠期からの健康管理を充実します。

【目標指標及び目標値】

指 標	現状値 (H20)	中間値 (H26)	目標値 (H31)
46 もうすぐパパママ教室参加者数	72組	↗	↗
47 妊婦一般健康診査の受診率	73.3%	85%	↗

※46 美濃加茂市調べ

※47 次世代育成支援行動計画 目標値

※9 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ… 初潮から思春期、避妊、不妊、妊娠、人工中絶、出産、更年期、閉経、性感染症など女性が一生を通じて自分の健康を主体的に考えることをいいます。

いつ、何人子どもを産むか。あるいは産まないかを選ぶ自由、安全で満足のある性生活、妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことまで含まれています。

第5章 計画の推進

男女共同参画社会の実現のために、庁内体制の充実を図り、市民・地域・事業者・行政が協働して、この計画推進のため、目標値を定め総合的かつ計画的に推進します。

1. 計画の推進体制の整備・充実

施策名(案)	施策の説明
1 全庁的な推進組織の設置	各課連携のもと、効率的・効果的な推進に努めるとともに、全庁的な推進体制の整備を目指します。
2 美濃加茂市男女共同参画推進懇話会の機能強化	懇話会が美濃加茂市の男女共同参画推進のための協働機関として、機能を発揮できるように努めます。
3 市民、事業者、市民団体との連携	市民、事業者、市民団体などと連携をとりながら、施策に協力して取り組みます。
4 美濃加茂市男女共同参画推進基本条例(仮称)の策定	条例について学習する機会を設けるなど準備を進め、条例を策定します。(策定目標;平成24年度)
5 男女共同参画推進のための拠点づくり	男女共同参画を推進するため各種団体の活動や、交流を支援する拠点をつくります。

2. 計画の進捗管理と点検評価体制の整備

施策名(案)	施策の説明
6 進捗状況の把握と公表	年度ごとに進捗状況の把握・点検を行い、計画の着実な遂行に努めます。また、計画に対する理解と着実な推進を図るため、進捗状況を公表します。

3. 行政における男女共同参画の推進

施策名(案)	施策の説明
7 男女平等の職場づくり	さまざまな就業形態の職員が働きやすい職場環境を整え、片方の性に偏らない人員配置に配慮します。また、男性の特別休暇の取得を積極的に勧めます。
8 職員研修の充実	男女共同参画に関する研修を行い、職員の意識啓発に努めます。また、男女共同参画の視点から各事業に取組むよう意識の徹底を行います。

第6章 参考資料

1. 指標と目標値一覧

基本目標	基本方針	施策の方向	施策番号	指標	現状値 (H20)	中間値 (H26)	目標値 (H31)
1	(1)	①	1	社会全体で男女平等だと思う市民の割合	21.5%	30%	35%
		②	5	DVに関する相談受付件数	11件	↗	↗
	(2)	①	7	社会全体で男性が優遇されていると感じている市民の割合	14.8%	12%	10%
		②	9	児童館における父親参加型行事への参加親子数	68組	100組	↗
		②	9	男の料理教室への参加者数	53人	↗	↗
2	(1)	①	11	学校教育の場で男女平等になっていると感じている市民の割合	66.8%	85%	100%
		②	14	児童館まつりの参加者数	2,000人	2,500人	↗
	(2)	①	18	地域に外国人が増えることに不安を感じる人の割合	48.6% (H19)	24%	15%
		②	20	外国人世帯の自治会加入率	8.9%	15%	20%
3	(1)	①	21	各種審議会等における女性委員の登用率	24.9%	33%	40%
			21	女性委員がいない審議会等の割合	25.2%	12%	0%
		②	24	各種審議会等に登用されている女性委員のうち、女性リストに登録されている人の割合	-	5%	10%
	(2)	①	26	女性の就労支援セミナーの参加者人数	19人	↗	↗
		②	28	認定農業者数	73人	85人	100人

基本目標	基本方針	施策の方向	施策番号	指 標	現状値 (H21)	中間値 (H26)	目標値 (H31)
3	(3)	①	30	職場において男女平等であると感じる市民の割合	21.5%	25%	30%
		②	31	仕事と家庭の両立が難しいと感じる人の割合	36.8%	30%	25%
4	(1)	①	34	市民活動サポートセンター登録団体数	74	111	148
		②	37	公共施設における多目的トイレの設置数	4箇所	10箇所	↗
	(2)	①	38	一時預かりを実施する保育園の数	2箇所	3箇所	↗
			38	病児・病後児保育の利用者 (病児保育はH21年度から開始)	病児 0人 病後児 15人	病児 200人 病後児 20人	↗
		39	子育てサロンの設置数	4箇所	6箇所	8箇所	
		40	母子自立支援相談の件数	26件	40件	↗	
	②	42	福祉ボランティア数(社会福祉協議会登録人数)	1,163人	1,450人	1,750人	
	(3)	①	43	特定健診の受診率	25.5%	↗	↗
			44	総合健康相談における相談者数	70人	↗	↗
		②	46	もうすぐパパママ教室参加者数	72組	↗	↗
			47	妊婦一般健康診査の受診率	73.3%	85%	↗